

# 南朝陵墓神道石獣の陰陽表現をめぐって

阿部幸信

## 一．問題の所在

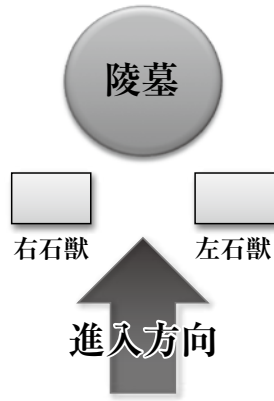
南朝の都であった建康（現在の江蘇省南京市）の一带には、南朝期の皇帝・王侯の陵墓と、それにかかわる遺構・遺物が散在している。とくに、陵墓に至る神道（参道のこと）に置かれた巨大な石柱・石像は、陵墓そのものが山野と見分けがつかなくなった今日においても、往時の偉容を伝えている。そのなかでもとりわけ残存数が多く、ひろく耳目を集めているのが、石造有翼獣像すなわち石獣（以下「南朝石獣」）である<sup>1)</sup>。

南朝石獣は、躍動感あふれる造形、西方文化の影響をうかがわせる装飾、有翼獣像という謎めいた表現など、際立った外形的特徴をもつ（図1）。その他の南朝神道石刻に比べ、相対的にサイズが大きく、人目にもつきやすい。こうした理由から、

南朝陵墓神道石獣の陰陽表現をめぐって（阿部）

図1 齊景帝修安陵石獣（右）





模倣式圖 陵墓と石獸の左右関係の  
 石獸の左右の呼称は、進入方向からみた左右と逆になることに注意

南朝石獸はあたかも南朝を象徴するもののように扱われ、南朝期に関する出版物の表紙などを飾ることも珍しくない。南京市やその東に位置する丹陽市を中心とする一帯には、二六カ所にわたって、こうした石獸が四六体も現存している<sup>(2)</sup>。石獸の数が場所の数の倍近くにも達するのは、これらの石獸が、その他の神道石刻と同じく、神道の左右に対となつて配置されていたからである。左右の石獸を区別して扱ふ必要があるときは、陵墓の側からみて右側のものを右石獸、左側のものを左石獸と呼び分けることが通例である。

南朝石獸には角があるものとないものの二種類があり、皇帝陵には有角獸が、王侯陵には無角獸が配されると理解されている。さらに右石獸と左石獸にも区別があり、有角獸の場合、右石獸は独角、左石獸は両角になっている(図2)。こうした区別に基づいて、二本角の石獸を「天禄」、一本角の石獸を「麒麟」、無角獸を「辟邪」「獅子」と称することも行われている<sup>(3)</sup>が、これにはさまざまな異説がある。実際のところ、きわめて似通つた表現をもつ石獸が、左右の配置のみによつて別の神獸を表現していたとすることは無理があるので、呼び名のことはいくまでも伝承の問題としてひとまず措く<sup>(4)</sup>が、それはそれとして、角の数を作り分けることで左右像を区別した理由については、別途考えてみる必要があるだろう。

また、一見わかりにくいものではあるが、石獸を分類する際に注目すべき造形上の指標として、生殖器がある。ただしが二〇一二年に南京・丹陽を訪れて実見したところによると、一部の石獸には右に雄生殖器(陰莖)、左に雌生殖器(陰門)という違いがみられたが、別の一群は左右とも雄生殖器であった。現地のさる学者からは、雌生殖器に見えるものは雄生殖器が削られた残りの部分とも解釈できると教えられたが、しかし、揃いも揃って左だけを選択的に削り取るという説明には無理があるし、南朝に先立つ漢代の石獸には、左右で生殖器を明確に作り分けたものが少

図2 齊景帝修安陵石獸（左）（右）



南朝陵墓神道石獸の陰陽表現をめぐって（阿部）

なくない<sup>(5)</sup>。こうした点から考えるに、左右の生殖器に雌雄の区別を設けたり、あるいは左右双方に雄生殖器を付したりすることには、やはり何らかの意図があったとみるのが妥当であろう。ところが不思議なことに、南朝石獸の造形上の特徴や美術的な価値について力説する研究は枚挙に遑がないにもかかわらず、その生殖器に言及しているのは、管見の限り山本謙治・来村多加史と宋震呉だけである<sup>(6)</sup>。このうち山本・来村は、石獸の観察結果の中で生殖器の形状にも触れているが、石獸全体の様式の分類が目的だからであろう、生殖器の造形が何を意味するのかについては何も述べていない。他方、宋震呉は、有角獸と無角獸の相違点の一部として、有角獸は左右とも雄、無角獸は雌雄の区別ありとの傾向を見いだす。しかし宋がこれをあくまでも傾向として、断定的に扱ってはいないことからわかるように、実際のところ、生殖器の雌雄の区別の有無は角の有無と対応していない（詳細は次節）。にもかかわらず、生殖器の検討というプロセスを省略して、最初から規則的な分類を立てようとする姿勢には疑問がある。

そこで本稿では、南朝石獸の角および生殖器を切り口として、左右の差異の存在（あるいは不存在）が示していた理念的背景を読み解くことを試みたい。前稿で指摘したとおり、世界各地の各種施設の門前にひろくみられる動物像（「門闕動物像」）には左右の区別がないものも多く、中国においても左右同形に作られる動物像は多い<sup>(7)</sup>。よって、左右一対だから区別されるのが当然だということにはもちろんならないし、まして角による区別も生殖器による区別も一部のものにしか認められず、両者が常に一致するわけではない南朝石獸の場合、その背後には単純な「左右一対」では説明できない、複雑な論理構造の存在が予想される。そこに切り

図3-1 獅子衝石獸（左）（右）

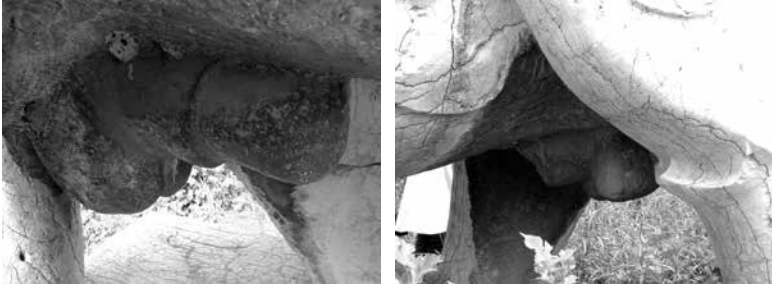


図3-2 梁武帝修陵石獸（左）



込んでいくことで、往時の人々の意識や観念の一端に触れることはできないかというのが、本稿の目論見である。

## 二・石獸の左右と陰陽

次ページに掲げる附表は、現存する南朝石獸の一覧である。番号・比定陵墓名<sup>(8)</sup>・地名・所在地については山本健治の作成したリスト<sup>(9)</sup>に従ったが、番号1の獅子衝の比定陵墓名は、現在の定説に従って梁昭明太子蕭統墓に改めた<sup>(10)</sup>。また、17の石馬衝は陳武帝陳霸先万安陵とするのが一般的であるが、南朝帝陵石獸の様式を詳細に検討した曾布川寛の指摘に従い、墓主不明の南齊墓とした<sup>(11)</sup>。角の本数と陰部（生殖器）に関しては、わたし自身の

観察結果ならびに山本謙治・来村多加史の報告<sup>(12)</sup>に拠り、うち陰部が左右とも雄生殖器のものはグループI、雌雄が異なる（＝左右獸が雌、右石獸が雄である）ものはグループIIとして、「雌雄」欄に書き出した。備考はすべてわたしの加筆である<sup>(13)</sup>。以下、この附表に基づきつつ、石獸の角と生殖器の関係について確認しておこう。

左右とも雄生殖器をもつグループIには五例ある（1・2・4・5・8）。図3-1として示したのは獅子衝石獸（1）の陰部で、左石獸・右石

附表 南朝陵墓石獸像一覧

番号	比定陵墓名	地名	所在(原在)地	左角	右角	陰部	扉扉	備考
1	梁昭明太子蕭統安寧陵	獅子衝	南京市棲霞区樓霞鎮新合村獅子衝	2	1	♂♂	I	右は陰護・陰基・亀頭、左は陰護・陰基(先端欠損)
2	宋武帝劉裕初寧陵	麒麟鋪	南京市江寧区麒麟門麒麟鋪村	2	1	♂♂	I	右は陰護・陰基、左は陰基のみ
3	齊景帝蕭道生修安陵	仙塘灣	丹陽市埤城鎮水鏡山南仙塘灣附近鶴仙坊	2	1	♂♂	II	右は陰護・陰基・亀頭、左は彫らみのみ
4	(不明)	陵口	丹陽市陵口鎮東	2	1	♂♂	I	右は陰護・陰基・亀頭、左は陰護・陰基(先端欠損)
5	齊武帝蕭暉景安陵	前爰廟	丹陽市前爰鄉田家村			♂♂	I	陰部は報告書写真版による
6	齊宣帝蕭赤之永安陵	獅子灣	丹陽市胡橋鄉(張莊村)獅子灣	2	欠	♀♂	II	右は陰護・陰基(先端欠損)、左は彫らみのみ
7	齊廢帝蕭寶融定善墓	金家村	丹陽市建山鄉金玉陳村			♀♂	II	梁敬帝の陵墓とも。陰部は報告書写真版による
8	梁簡文帝蕭綱修陵	三城巷	丹陽市胡林鎮三城巷劉家村	2	—	♂	I	陰護・陰基(先端欠損)
9	梁簡文帝蕭綱壯陵	三城巷	丹陽市胡林鎮三城巷劉家村	2	—	♂	I	腹部欠損
10	梁文帝蕭順之祖陵	三城巷	丹陽市胡林鎮三城巷東北	2	1	♀♂	II	右は陰護・陰基、左は彫らみのみ
11	齊明帝蕭暉興安陵	三城巷	丹陽市胡林鎮三城巷東北	欠	1	—♂	?	右は陰護・陰基(先端欠損)、左は腹部欠損
12	梁桂陽王蕭綱陵	張家軍	南京市棲霞区樓霞鎮張家村	0	0		I	
13	梁安成康王蕭秀陵	甘家巷	南京市棲霞区樓霞鎮甘家巷	0	0	—	—	接近できず視認不能
14	梁東海忠武王蕭憺墓	甘家巷	南京市棲霞区樓霞鎮甘家巷	0	0	♀—	II	右(西)はほぼ全喪、左(東)は彫らみのみ(小獸2頭を伴う)
15	梁鄱陽忠烈王蕭叔墓	甘家巷	南京市棲霞区樓霞鎮甘家巷	0	0	♀♂	II	右(西)は陰護・陰基、左(東)は彫らみのみ
16	梁吳平忠侯蕭景墓	十月村	南京市棲霞区堯化門十月村	—	0	—♂	II?	残存しているのは右のみ、陰護・陰基、左(東)に反文石柱あり
17	(不明。南齊墓)	石馬衝	南京市江寧区上坊鄉石馬衝	0	0			一般には陳武帝陳朝先方安陵とされる
18	齊前廢帝蕭林王蕭昭業墓	水鏡山村	丹陽市埤城鎮(巨竹村)水鏡山村	0	0			
19	齊後廢帝蕭暉王蕭昭文墓	礪石灘	丹陽市建山鄉礪石灘北	0	0			
20	梁南康簡王蕭綱墓	石欄村	句容市石欄鄉石欄村	0	0			
21	梁臨川簡王蕭宏墓	張家軍	南京市江寧区仙鶴門外張家村	0	0			
22	梁建安敬侯蕭正立墓	劉家辺	南京市江寧区淳化鎮劉家辺	0	0			
23	獅子衝村朱名墓		南京市棲霞区馬群鎮獅子衝村	—	—			
24	侯村朱名朝墓		南京市江寧区上坊鄉陵里侯村	0	0			
25	太平村朱名墓		南京市燕子磯鎮太平村	—	—		—	南京博物院院蔵。摩耗・ひび割れがひどく、明確に視認できず
26	方旗廟朱名墓		江寧吳江燕子磯鎮建中村方旗廟	0	0			

※ 山本謙治「南京・丹陽南朝陵墓有角石獸像調査報告」(1)(2) および山本謙治・米村多加史「魏晉南北朝時代の環東海地域における南朝文化伝播の諸相と伝播経路に関する基礎研究」をもとに作成した。番号に網かけしたのは実見調査済みのもの。

图 4-1 齐景帝修安陵石獸 (左) (右)



图 4-2 齐宣帝永安陵石獸 (左) (右)



图 4-3 梁文帝建陵石獸 (左) (右)

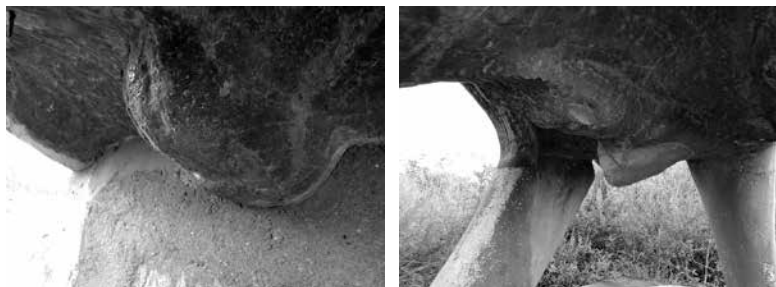
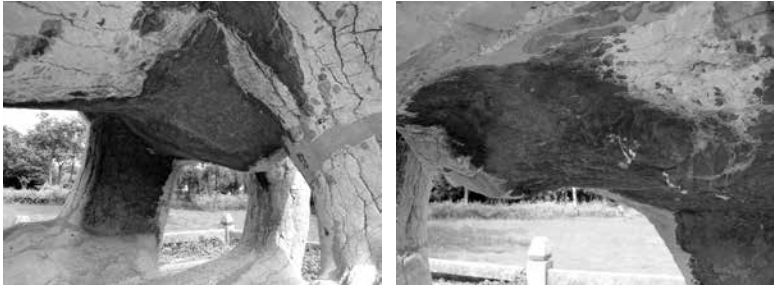


図5 梁鄱陽忠烈王墓石獸（左）（右）



南朝陵墓神道石獸の陰陽表現をめぐって（阿部）

獸とも、陰囊・陰茎が明確に造形されている。図3-2の梁武帝修陵石獸（8）は左右石獸のみの残存であるが、陰囊・陰茎がはっきりみえる。先述のとおり、左右で生殖器の雌雄が区別される場合、左右石獸は雌とされるのが通例なので、これもグループIに分類した。附表からわかるように、このグループIは、有角獸に限られた表現形式である。

では有角獸はすべてグループIなのかというところではなく、グループII、すなわち生殖器に雌雄の区別があるものが四例ある（3・6・7・10）。図4-1は齊景帝修安陵（3）、図4-2は齊宣帝永安陵（6）、図4-3は梁文帝建陵（10）の作例で、いずれも右石獸には長い陰茎と大きな陰囊の存在を確認できるが、左右石獸の陰部には丸い膨らみまたは突出部があるだけで、右石獸とは造形が明らかに異なる。これは雌生殖器とみなすのが妥当であろう。雄・雌とも、門闕動物像のモチーフとして世界的に頻見するライオンやウマ・ウシ・ゾウではなく、イヌの生殖器の形状・位置に比較的近い。こうした特徴は漢代の石獸とも異なっており、五・六世紀の長江下流域という時代・地域的な条件がモデルとなる動物の選定に影響を与えた可能性があるが、はっきりしたことはわからない。いずれにせよ、陰部に雌雄の区別がある一方で、頭部には角を有している点が、この一群の石獸の特徴である。グループIIに属し、かつ有角であるこれらの石獸を、仮にグループIIaとしておこう。これに対して、角がなく雌雄差だけをもつのが、14・15である。図5は梁鄱陽忠烈王墓（15）の石獸で、無角ながら生殖器の雌雄の見分けは容易である。こうしたものをグループIIbとする。グループIIbはいまのところ二例（疑わしいものを含めても三例）しかないが、無角獸には破損や立地・管理上の制約などによって生殖器に関

図6 梁文帝建陵神道石柱（左）（右）



する情報を欠くものが多いので、精査していけば今後サンプルが増える可能性はある。

以上三つのグループのうち、角の本数と生殖器の雌雄の相互関係を直截に検討できるのは、有角雌雄獣であるグループIIaのみである。それについて附表の該当欄を見比べると、独角である右石獣は雄、両角の左右石獣は雌と、角の数と雌雄とのあいだに相関性があることがわかる。一が奇数すなわち陽数、二が偶数すなわち陰数であり、雄が陽、雌が陰に配されることからすると、この「相関性」の背後に伝統的な二元的宇宙論である陰陽説との関連を見いだすことは容易である。

この点に関連して、すこぶる示唆的なのは、梁文帝建陵(10)の神道に残存する、左右の石柱の形式である。両石柱の上部には、「太祖文皇帝之神道」という同一の文言が刻まれていることが知られている。が、その文字をみると、右石柱の文字は正文、左石柱は反文になっている(図6)。正文が陽、反文が陰を示すことは、改めて贅言を要すまい。つまり、神道の左右の石柱の文字についても、グループIIaの石獣の角や生殖器と同じく、「右∥陽」「左∥陰」という対応が認められることになる。こうしてみると、石獣の角も生殖器も、本質的に陰陽の別と結びついた、一種の「陰陽表現」であると考えるべきである。

さて、角と生殖器がともに陰陽を表現する手段であったのだとすると、自ずと生じてくるのは、左右とも雄であるグループIや左右とも角を欠落させたグループIIIbのような、角と生殖器の表現が一致しない形式が出現す



るのはなぜか、という問題である。こうした破格の表現の存在からうかがえるのは、角と生殖器とで陰陽との「結びつき」かたがそれぞれ異なっていた可能性である。言い換えれば、両者の象徴としての性質の差異が、場合によって、陰陽表現の相違をもたらしていたのではあるまいか。では、その「象徴としての性質」とは、いったいいかなるものであったのだろうか。

### 三、角と生殖器の示すもの

南朝石獣の角と生殖器の象徴性について検討しようとする場合、最初に留意すべき点は、有角獣は皇帝陵に、無角獣は王侯陵に配されるという大原則である。従来、皇帝陵石獣の特徴として知られていたのは角だけであった<sup>14</sup>が、前節において確認したとおり、左右とも雄生殖器をもつグループⅠの石獣も、そのすべてが有角獣であった。とする、角だけでなくグループⅠもまた、墓主が皇帝であることと関係しているとみてよさそうである。

このように考えたとき問題になるのが、角においては皇帝陵の特徴をもちながら生殖器の表現は王侯陵と共通する一群、すなわちグループⅡaである。その表現に内在する意味を明らかにするために、グループⅡaに属する諸陵の墓主について、少し詳しくみてみよう。

時代順にもっとも遡るのは、6の斉宣帝である。南斉の宣帝は、『南斉書』卷二高帝紀下、建元元〔四七九〕年条に、五月……丙寅、皇考を追尊して宣皇帝と曰ひ、皇妣を孝皇后と為し、妃を昭皇后と為す。

とあるとおり、あくまでも追尊皇帝であつて、生前に帝位に即いたものではない。この点は3の斉景帝も同様で、そのことは『南斉書』卷四五始安貞王道生伝に、

始安の貞王（蕭）道生、字は孝伯、太祖の次兄なり。宋の世に奉朝請と為り、卒す。建元元年、追封諡す。建武元（四九四）年、追尊して景皇と為し、妃の江氏を后と為す。

とみえる。さらに、『梁書』卷二武帝紀中、武帝天監元年（五〇二）夏四月条が、

皇考を追尊して文皇帝と為し、廟を太祖と曰ひ、皇妣を獻皇后と為す。妃の郗氏に追諡して德皇后と為す。

と伝えるように、10の梁文帝もまた追尊皇帝である。

一方、7の斉東昏侯は、右の三例と異なる背景をもつ。それについては、『南齊書』卷七東昏侯紀に詳しくみえて  
いる。

永元三年（五〇二）（十二月）……王珍國・張稷禍の及ぶを懼れ、兵を率ゐて殿に入り、軍を分かちて又た西上閣より後宮に入りて之れを斷ち、御刀豊勇之内應を為す。是の夜、帝含德殿に在りて笙歌を吹きて「女兒子」を作し、臥未だ熟せず。兵入ると聞き、北戸より趨出して後宮に還らんと欲す。清曜閣已に閉ぢ、閹人禁防黃泰平刀を以て其の膝を傷つけ、地に仆る。顧みて曰はく、「奴反くか」と。直後張齊首を斬りて梁王に送る。宣德太后……又た漢の海昏侯の故事に依り、東昏侯に追封せしむ<sup>15</sup>。

最後の一文中有る「漢の海昏侯」とは、言うまでもなく、昭帝の死後に霍光に擁立され、まもなく廢された昌邑王劉賀のことである。宣德太后は、廢帝となつた蕭宝卷を漢の廢帝・海昏侯劉賀になぞらえて、東昏侯という封号をもつて追封したというのである。

といつても、海昏侯と東昏侯とは、事情の異なる点もある。海昏侯が皇帝から列侯に貶されたのちも存命したの

に對し、東昏侯が臣下に殺害されて帝位から退けられたこともそうだが、より重要なのは、わずか二七日で位を追われた海昏侯とは対照的に、東昏侯が三年間も在位していたことである。その経緯を詳しく確認すると、『南齊書』卷六明帝紀に、

（明帝建武五〔四九八〕年）夏四月甲寅、改元し、三署の囚繫を赦して原除すること各おの差有り。文武位を賜ふこと二等。……（永泰元年）秋七月……己酉、帝正福殿に崩す。年四十七。

とあるように、明帝によって年号が建武から永泰に改められたあと、同年秋に明帝が崩御する。それを承けて即位した太子の宝卷すなわちのちの東昏侯が、翌年の正月を待つて踰年改元したことは、『南齊書』卷七東昏侯紀に、

東昏侯寶卷、字は智藏、高宗の第二子なり。……建武元〔四九四〕年、立ちて皇太子と為る。……永泰元年七月己酉、高宗崩じ、太子即位す。……永元元年春正月戊寅、大赦・改元す。

とみえている。この年号・永元は三年まで続き、三年の二月に及んで、江陵において東昏侯に叛旗を翻した蕭衍らが南康王を擁立する。これについては、『南齊書』卷八和帝紀に、

（永元）三年……二月……己巳、羣僚（南康王に）尊號を上り、宗廟及び南北郊を立つ。……中興元年春三月乙巳、皇帝の位に即き、大赦・改元す。文武位を賜ふこと二等。鰥寡孤獨の自ら存する能はざる者には、穀人ごとに五斛。即ち永元三年なり。

とあるとおりである。そして同年末に蕭衍の軍が建康に入り、東昏侯は近臣に弑逆されるわけである。

渡辺信一郎が指摘するように、即位ののち元会儀礼を経て君臣関係を更新することは、新皇帝の正統性が承認されるために必要な契機と考えられていた<sup>(16)</sup>。この点において東昏侯は海昏侯と異なり、即位の翌年に元会儀礼を行い、年号を改めていた。しかも東昏侯は、その年号のもとで、翌年も元会儀礼を臣下とともにしている。言い換えると、東昏侯の死後の身分は侯であったが、それ以前には確かに皇帝であったのであり、その事実は和帝や蕭衍にも否定できなかったということになる。東昏侯のこうした「皇帝であつて皇帝でない」中途半端な立ち位置は、「皇帝ではなかったが皇帝号を贈られた」追尊皇帝と、(生前・死後の扱いが正反対になっているとはいへ、)似通つたところがある。東昏侯墓の石獸が他の三人の追尊皇帝と同じくグループⅡaに属している理由を、この点に求めることはできないだろうか。つまり、グループⅡaは、「正式な皇帝ではない存在」を表現していると考えられるのである。

なお、朱希祖<sup>(17)</sup>以来ひろく東昏侯墓と信じられてきた金家村南朝墓については、これを梁の最後の皇帝・敬帝の陵墓とする曾布川寛の見解がある<sup>(18)</sup>。これは説得力ある主張であり、無視できない。よつて、同墓が梁敬帝蕭方智墓であつた場合にも同様の解釈が可能であるかについても、念のため確認しておく必要がある。以下、『梁書』巻六敬帝紀の記載に従いながら、簡単にみておこう。

敬皇帝、諱は方智、字は慧相、小字は法真、世祖の第九子なり。……(元帝)承聖……三(五五四)年十一月、江陵陷る。太尉揚州刺史王僧辯・司空南徐州刺史陳霸先議を定め、帝を以て太宰承制と為し、奉迎して京師に還る。四年二月癸丑、尋陽より至り、朝堂に入居す。……三月、(北)齊其上黨王高渙を遣はして貞陽侯蕭淵明を送り、來たりて梁の嗣を主とせしむ。……七月辛丑、王僧辯貞陽侯蕭淵明を納れ、采石より江を濟る。甲辰、京師に入り、帝を以て皇太子と為す。九月甲辰、司空陳霸先舉義し、王僧辯を襲殺して蕭淵明を黜く。丙午、帝皇帝の位に即く。

ここからわかるように、元帝が拠点の江陵を西魏に攻め落とされて殺害されたことを受け、蕭方智は王僧弁・陳霸先に擁立され、翌年建康に至って朝堂に入ったものの、北斉の干渉とそれを受け入れた王僧弁によって皇太子とされたが、まもなく陳霸先が王僧弁を倒したことで、皇帝となった。この直後、立年称元して承聖四年を紹泰元年に改めている。

紹泰元〔五五五〕年冬十月己巳、詔して曰はく、「……承聖四年を改めて紹泰元年と為すべし。天下に大赦し、内外の文武位を賜ふこと一等」と。

さらに、

太平元〔五五六〕年……九月壬寅、改元・大赦す。孝悌・力田に爵を賜ふこと一級。

とあるように、翌年秋に太平と改元する。が、そのさらに翌年、陳霸先に位を奪われ、まもなく世を去る。

〔太平〕二年……冬十月……辛未、詔して曰はく、「……今便ち位を別宮に遜のがれ、敬みて陳に禪る。一に唐虞・宋齊の故事に依れ」と。陳王踐阼し、帝を奉じて江陰王と為す。外郎に薨じ、時に年十六。敬皇帝と追諡す。

敬帝の死について、『梁書』は年を言わず、『陳書』には永定二〔五五八〕年四月であったとしか記されない<sup>(19)</sup>が、『南史』巻九陳本紀上は、

〔陳武帝永定〕二年……夏四月……乙丑、江陰王の殂するは、陳の志なり。

南朝陵墓神道石獣の陰陽表現をめぐって(阿部)

として、陳帝の意思により殺害されたことを示唆する<sup>(20)</sup>。

右から明らかなのは、敬帝の場合、踰年改元はしていないものの在位中に二回の元会儀礼を経ており、紹泰元年<sup>11</sup> 太平元年が前後の皇帝の在位年と重複しない年になっていることである。その一方で、諡こそ敬帝であるが、死亡時の地位はあくまでも王である。この点において、『皇帝であつて皇帝でない』中途半端な立ち位置<sup>12</sup>は、斉東昏侯と大差がない。よつて、金家村南朝墓の墓主が梁敬帝であつたとしても、本節での検討結果は同じになる。

ここまで述べてきたところを是とすると、グループIとグループIIaの關係は、

【グループI】 正式な皇帝の陵墓の石獸……有角、雌雄の別なし（左右とも雄）

【グループIIa】 正式でない皇帝の陵墓の石獸……有角、雌雄の別あり

という形にまとめられる。これを見れば明らかなように、グループIとIIaの墓主には「皇帝として扱われたことがある」という共通点があり、かつ、その石獸にはともに角がある。ここから、石獸の角の存在が示すのは墓主の「皇帝性」である、という可能性が導かれる。同様に、両者のあいだには、「正式な皇帝であるかないか」という相違があり、それに対応して、正式な皇帝であるグループIにはみられなかつた雌雄の区別が、正式な皇帝でないグループIIaのほうにのみ設けられている。この点からわかるのは、雌雄の区別の存在が示すのは墓主の「非皇帝性」であることである。そもそも皇帝になつたことがない王侯墓の無角獸に、左右とも雄のものがいないことは、これらの仮定の傍証となる。

ここで興味深いのは、「皇帝性」の象徴である角が正式でない皇帝にも付され、それが存在する場合には常に陰陽一対であるのに対して、「非皇帝性」の象徴である生殖器は正式な皇帝についてのみ陽+陽の組み合わせとなり、それ以外のものに対してはいつも陰陽一対とされているという点である。角と生殖器の「象徴としての性質」の相違が、「陰陽との結びつきかた」の違いとなつて発現するのは、いったいなぜなのだろうか。

注目すべきは、二つの陰陽表現が組み合わされることによつて結果的に示される、陰陽のバランスである。角に陰陽の区別がありながら生殖器は左右とも陽であるグループIの陰陽表現は、それをトータルとしてみた場合、陽気が過剰になっているということが出来る。他方、無角で生殖器に陰陽の区別があるグループIIbは、相対的にみて陰気が

過剰ということになる。換言すると、正式な皇帝は陽としての性質の強い、王侯は陰の性質の強い存在だと捉えられる。これは応劬『漢官儀』が、公印の鈕式のこととして、

印は、因なり。虎紐なる所以は、陽の類なればなり。虎は、獸の長なり。其の威猛より取りて、以て群下を執伏するなり。龜は、陰の物なり。甲を抱き文を負ひ、時に隨ひて蟄藏す。以て臣道功成りて退くを示すなり。

とみえるような、(虎鈕印を用いる) 皇帝の「陽」性と(龜鈕印を用いる) 臣下の「陰」性との関連を示唆する(21)。そうした皇帝と王侯の身分の違いを表現するために、あえて皇帝や王侯の石獸については左右の空間配置と一致しない部分を設けたのだとすれば、石獸の陰陽表現が場合によってアシシメトリになっていることも納得がいく。その際、陽の強さを示すための手段として角ではなく生殖器が選ばれたのは、雄獸の「威猛」なイメージに頼ろうとしたからであろう(22)。

とすると、左右の石獸は、左右の空間配置に則した陰陽を単純に示していたのではなく、陰陽表現の一部を意図的に破格にすることをとおして、君臣秩序をも可視化する役割を果たしていたのだといえる。その結果、角あるいは生殖器が左右の陰陽と対応しない作例も現れたが、それは両者の「陰陽との結びつきかた」が違うからというより、『左右に対応した陰陽』との結びつきかたが異なっていたからである。角も生殖器も、陰陽と結びついていたという点については同じであり、だからこそその発現のさせかたに差をつけることで、墓主の立場の微妙な違いを表すことが可能になっていたのであった。にもかかわらず、石獸を生殖器に至るまで細かく観察することなく、有角・無角あるいは左右という単純な図式を立て、それに石獸のほうを強引に当てはめてきたために、このような重大な問題が見過ごされてきたのである。

ともかく以上をもって、石獸の角と生殖器の意味するところが明らかにになった。角の存在が墓主の皇帝性を、雌雄の別が墓主の非皇帝性を示すというのは、すこぶる明快な構図であって、これで結論できれば話は簡単なのであるが、

しかしまだ考えなければならぬ問題が残っている。具体的には、

① 斉前廢帝鬱林王墓(18)・後廢帝海陵王墓(19)の墓主はいずれも廢帝であるが、その石獸が同じく廢帝である齊東昏侯(あるいは梁敬帝)墓(7)の属するグループIIaではなく、王侯墓と同格のグループIIbにされているのはなぜか、

② 梁昭明太子は太子にすぎないが、なぜその陵墓(1)には皇帝と同格のグループIの石像が配されたのか、の二点である。このうち②については、『梁書』卷八昭明太子伝に、

(武帝中大通)三(五三二)年……四月乙巳、(太子蕭統)薨ず。時に年三十一。高祖東宮に幸し、臨哭盡哀。詔して斂するに袞冕を以てせしむ。諡して昭明と曰ふ。五月庚寅、安寧陵に葬る。

とあるように、昭明太子が武帝に大いに愛され、皇帝の礼装である袞服・冕冠を随葬されてもいることから、特別に皇帝と同格の石獸を与えられたものとみるのが適切である<sup>(23)</sup>が、検討を要するのは①である。石獸の角や生殖器が「皇帝性」や「非皇帝性」を反映するのだとすると、逆に、廢帝という立場を同じくする者に対して与えられた「皇帝性」「非皇帝性」の表現の差をおして、「皇帝とは何か」という問題について考えることができるのではないか。節を改めよう。

#### 四 廢帝の石獸と皇帝制度の本質

齊鬱林王の在位は短い。『南齊書』卷四鬱林王紀によると、そのあらましはこうである。

(武帝永明)十一(四九三)年……世祖崩じ、太孫即位す。……隆昌元(四九四)年春正月丁未、改元・大赦す。



……秋七月……二十二日壬辰、……帝壽昌殿に在り、外に變有りと聞き、内殿の諸房の閤を閉ざさしめ、闈人をして興光樓に登りて望ましむ。……帝竟に一言も無し。西弄に出だして之れを殺す。時に年二十二。尸を興ぎて徐龍駒の宅に出だし、殯葬は王の禮を以てす。餘黨も亦た誅せらる。

ここからわかるように、鬱林王は即位ののち踰年改元したものの、同じ年のうちに殺害され、王の礼をもって葬られた。その跡を襲つたのが海陵王である。『南齊書』卷五海陵王紀によると、

延興元〔四九四〕年秋七月丁酉、皇帝の位に即く。……大赦・改元す。……冬十月……辛亥、皇太后令して曰はく、「……帝は降して海陵王に封ずべし。吾當に別館に歸老すべし。……」と。(明帝)建武元〔四九四〕年、詔して、「海陵王には漢の東海王彊の故事に依り、虎賁・旄頭・畫輪車を給す。鍾虞の宮縣を設け、供奉の須ふる所は毎に隆厚を存て」と。

とあり、鬱林王の立てた年号を同年のうちに改めるも、ほどなくして王に降格された。ただしその礼遇は、「漢東海王彊の故事」に依って、他の王よりも高いものとされていたという。

漢の東海王彊とは、光武帝の長子劉彊のことである。『後漢書』伝三三東海王劉彊列伝に、

東海恭王彊。建武二〔二六〕年、母の郭氏を立てて皇后と為し、彊を皇太子と為す。十七年にして郭后廢せられ、彊常に感感として自安せず、數しば左右及び諸王に因りて其の懇誠を陳べ、蕃國に備はらんことを願ふ。光武忍びず、遲回すること數歳にして、乃ち焉れを許す。十九年、封じて東海王と為し、二十八年、就國す。帝彊の廢過ちを以てせず、去就禮有るを以ての故に、優するに大封を以てし、兼ねて魯郡に食ましめ、合はせて二十九縣なり。虎賁・旄頭を賜ひ、宮殿には鍾虞の縣を設けて、乘輿に擬す。……(明帝)永平元〔五八〕年、彊

病み、……薨ずるに及びて、……天子……司空をして節を持して喪事を護し、大鴻臚をして副ひ、宗正・將作大匠をして喪事を視しむ。贈るに殊禮を以てし、升龍・旄頭・鸞輅・龍旂・虎賁百人。

とあるとおり、劉彊は太子の位を異母弟の明帝に譲ったが、「乘輿に擬す」つまり皇帝と同格の礼器を用いることを許されていた。海陵王も鍾虞の宮縣<sup>(2)</sup>を許されているところから、東海王と同じく皇帝の礼をもって遇されていたとみてよい。同じ理由で、廢位の翌月に落命した際も、『南齊書』卷五海陵王紀に、

十一月、王疾有りと稱して、數しば御師を遣はして占視し、乃ち之れを殞せしむ。溫明の祕器・衣、襲を給し、斂するに袞冕の服を以てす。大鴻臚、喪事を監護す。葬に輜輶車・九旒大輅・黃屋左纛・前後部の羽葆鼓吹・挽歌二部を給すること、東海王の故事に依る。諡して恭王と曰ふ。年十五。

とみえるごとく、その葬礼の格式は皇帝に近いものとされた。

以上からわかるように、鬱林王と海陵王はともに廢帝だが、立場には異同がある。相違点としてとくに際立っているのは、鬱林王が踰年改元しているのに対し、海陵王は立年称元していることである。前節でみたとおり、即位後に新年を迎え、元会儀礼を経ることは、皇帝が皇帝とみなされる必須条件であった。それをふまえると、鬱林王は正式な皇帝とみなされて然るべきで、一方の海陵王は皇帝ではないということになる。ところが、両者が受けた礼遇はむしろ逆転していて、鬱林王は王扱い、海陵王は皇帝扱いであった。しかも、その陵墓に置かれた石獸はいずれもグループⅡbの無角雌雄獸で、死後に侯として遇された東昏侯よりもさらに格下である。

このことから少なくともわかるのは、葬礼の格式が石獸の形式と直接関係しないことであるが、問題はそれだけにとどまらない。踰年改元しなかった海陵王はともかく、鬱林王の「皇帝性」までもが認められていないことは、そもそも元会儀礼が皇帝の正統性承認の契機であるという大前提をも疑わせるからである。この点をどのように考えれば

よいか。

そこで鍵となるのが、鬱林王と海陵王の共通点、すなわち「改元後に元会儀礼を経ず廃され、年号が失効している」ことである。具体的に言うと、鬱林王の場合、武帝の永明十一年に即位し、翌年を自らの隆昌元年としたものの、その年が終わる前に、海陵王によって延興に改元されている。その海陵王も、延興二年を迎えることなく、明帝によって年号を改められて、延興元年は建武元年になった。というように、彼らは自身で新年号を立てたものの、その年号は別の年号によって上書きされてしまい、結局、彼らの立てた年号をもつて呼ばれる年は、歴史の上に存在しなくなっているのである。言葉を換えれば、鬱林王も海陵王も、独自の年号＝時間秩序をもたない存在であったということになる。

この点において東昏侯は、前節で詳しく確認したとおり、廃されて侯に貶されたとはいえ、独自の時間秩序を二年間維持していた。梁の敬帝も、独自の時間秩序を一年保持していた点は同様である。一方、そのことを除くと、廢帝という位置づけ、廢位に至る経緯、踰年改元の有無、葬礼の格式、諡号の違いなど、他のいかなる要素においても、東昏侯・敬帝と鬱林王・海陵王とのあいだに石獸の形式差をもたらずような決定的な違いは見いだせない。すると結果として、石獸の角が示す「皇帝性」の基準は、年号をもつて自身の時間秩序を立てることができたかどうかにある、との想定に達する。

これを敷衍すると、「正式な皇帝」となるには元会儀礼を経るだけでは不十分で、時間を支配した証としての年号を歴史上に一年以上残す必要があった、という原則がみえてくる。確かに『後漢書』紀六質帝紀には、

（沖帝永嘉元（二四五）年）五月……丙辰、詔して曰はく、「孝殤皇帝は休祚を永くせずと雖も、而れども位に即きて年を踰え、君臣の禮成り、孝安皇帝は統業を承襲す。而るに前世遂に（安帝の）恭陵をして（殤帝の）康陵の上に在らしめ、先後相ひ踰え、其の次序を失す。宗廟の重を奉じ、無窮の制を垂るる所以に非ず。昔定公追つて順祀を正し、春秋之れを善す。其れ恭陵をして康陵に次ぎ、（順帝の）憲陵をして恭陵に次がしめて、以

て親秩を序し、萬世の法と為せ」と。

とあり、「位に即きて年を踰え、君臣の禮成る」ことが正統な皇帝としての証といわれているようにみえる。が、当の後漢殤帝のケースを『後漢書』によって詳しくみると、

孝殤皇帝、諱は隆、和帝の少子なり。(和帝)元興元(一〇五)年十二月辛未の夜、皇帝の位に即く。時に誕育して百餘日なり。……(殤帝)延平元(一〇六)年……八月辛亥、帝崩す。癸丑、崇徳の前殿に殯す。年二歳。(紀四殤帝紀)

延平元年……八月、殤帝崩す。……策命を作して曰はく、「惟れ延平元年秋八月癸丑、皇太后曰はく、『……今侯(長安侯劉祐)を以て孝和皇帝の後を嗣がしむ。……』」と。策を讀み畢はりて、太尉璽綬を奉上し、皇帝の位に即く。年十三。……永初元(二〇七)年春正月癸酉朔、天下に大赦す。(紀五安帝紀)

とあり、殤帝が踰年改元して同年中に崩じた後も、これを継いだ安帝は年末までその年号を使用しつづけ、翌年になって改元している。つまり、殤帝の立てた時間秩序は、わずか一年とはいえ、歴史の上に確実に刻まれていることになる。殤帝と同様に短期間で崩じた沖帝や質帝の場合も同じで、踰年改元した年号がその年末まで維持されていたというより、新帝は踰年改元するのが基本だから、通常の帝位交替であれば当然この形になるわけだが、年末を待たずに年号を喪失し、そのために皇帝としての存在を否定された斉鬱林王や海陵王の事例に照らすと、むしろ「当然この形になる」のが通例であるからこそ、本来それを行うだけでは充分でなかった元会儀礼や踰年改元そのものが、正統な皇帝として認められる契機として誤解されてきたのだと言わねばならない。これまで述べたところをふまえれば、皇帝が皇帝とみなされるためには、「元会儀礼を経て踰年改元し、かつその年号が年末まで保持され(あるいは自身が年末まで皇帝として在位しつづけ)、歴史の上に独自の時間秩序が残る」必要があったのである。

右を約言すれば、皇帝制度の本質とは、「時間の支配の継承」にあつたことになる。独自の時間秩序を歴史に残せない皇帝は、たとえ即位儀礼を経ていても、元会儀礼によつて君臣關係を更新したとしても、所詮皇帝ではない。そのため、「時間の支配の継承」に失敗した斉鬱林王や海陵王は、無角雌雄獸をもつて葬られることになつたのであつた。逆に、独自の時間秩序が一年でも保たれさえすれば、たとえ廢位されて帝号を剥奪されたとしても、それは一定の「皇帝性」を具備した存在とみなされた。だから齊東昏侯（あるいは梁敬帝）は、廢帝でありながら、追尊皇帝に準ずる扱いを受けることができたのである。

かくして、石獸の角と生殖器が示す「皇帝性」「非皇帝性」を手がかりとしながら、「正式な皇帝」として認められるためには何が必要であるかを明らかにすることができた。ともすれば石獸の意匠の一部として見逃されがちな角や、一般にはほとんど顧みられることすらない生殖器は、思いもかけない形で、「皇帝とは何か」について、わたしたちに語りかけているのである。

## 結 言

本稿で得られた結論は、以下のとおりである。

- ① 南朝陵墓石獸は、有角・左右雄、有角・左雌右雄、無角・左雌右雄の三種に分けられる。
- ② 有角石獸は常に右独角・左双角であり、有角石獸に雌雄の区別がある場合、角の本数が示す陰陽と生殖器の示す陰陽は、必ず右陽・左陰になる。
- ③ 有角・左右雄の石獸は正式な皇帝の陵墓に、有角・左雌右雄の石獸は正式でない皇帝の陵墓に、無角・左雌右雄の石獸は王侯の陵墓に配される。
- ④ ③を換言すれば、石獸における角は墓主の「皇帝性」の、生殖器の雌雄は「非皇帝性」の象徴である。
- ⑤ 皇帝の石獸が陽氣過剰、王侯の石獸が陰氣過剰に造られているのは、「群下を執伏」する皇帝の立場と、「時に

随ひて蟄藏」する臣下の立場とを反映した結果である。

⑥ 自身の立てた年号を歴史の上に一年以上残せなかつた皇帝は、皇帝に即位していても、踰年改元していても、死後には王侯として扱われた。

⑦ よつて、皇帝制度の本質は、「時間の支配の継承」にある。

厳密にいうと、改元は皇帝ではなく天子に属する事柄である<sup>25</sup>ので、本稿において「正式な皇帝」としたものは実際のところ「天子」のことであり、ここからさらに天子と皇帝の差異の問題にまで議論を展開させる必要があるのはあるが、この問題はまた別の次元に属するので、他の機会に譲りたいと思う。本稿においては、左右の石獸によつて、陵墓・神道の中軸とした左右の空間配置だけでなく、当該陵墓がより広範な世界秩序の中において占める位置までもが可視的に表現されていたことを確認できれば、それで充分である。

さて、門闕動物像をとおしてそれが示すコスモロジーについて考えることの意義は、本稿によつて十分に示すことができたであろう。ただし、門闕動物像がそもそも皇帝や王侯の陵墓にのみ置かれるものではなく、また中国文化圏に限られた存在でもない以上、門闕動物像と皇帝制度の関係といった問題はかりを議論していてもしかたがない。それは、中国の皇帝制度というような矮小なテーマを越えた、さらに壮大な世界へと、われわれを誘っている。いつかそうした「壮大な世界」全体の中に、中国の皇帝制度を再定置することが、いまのわたしにとってのささやかな望みである。

### 註

(1) 南朝石獸に関する論著は膨大な数に及ぶ。以下では主要なもののみ列挙する(発表年順)。

●張璜『梁代陵墓考』(一九二二年初出。南京・南京出版社、二〇一〇年、復刻版)

●民国中央古物保管委員会編輯委員会〔編〕『六朝陵墓調查報告』(一九三五年初出。南京・南京出版社、二〇一〇年)

●朱俔『建康蘭陵六朝陵墓図考』(一九三六年初出。北京・中華書局、二〇〇六年)

●Barry, Till, Some Observations on Stone Winged Chimerae at Ancient Chinese Tomb Sites, *Arribus Asiae*, Vol. 42, No. 4, Ascona: 1980.

- 姚遷・古兵〔編〕『六朝藝術』(北京:文物出版社、一九八一年)
- 町田章「南齊帝陵考」(奈良国立文化財研究所創立三〇周年記念論文集刊行会〔編〕『文化財論叢』、京都:同朋舎、一九八三年、所収)
- 曾布川寛「南朝帝陵の石獸と磚画」(『東方学報』六三、京都:一九九一年)、『中国美術の図像と様式』、東京:中央公論美術出版、二〇〇六年、所収)
- 羅宗真『六朝考古』(南京:南京大学出版社、一九九六年)
- 奈良県立橿原考古学研究所〔編〕『図録 中国南朝陵墓の石造物 南朝石刻』(奈良:橿原考古学研究所、二〇〇二年)
- 岡林孝作「南朝皇帝陵の再検討——石獸の編年を中心に——」(『橿原考古学研究所論集』一四、東京:八木書店、二〇〇三年、所収)
- 山本健治「南京・丹陽南朝陵墓有角石獸調査報告」(1)(2)(『阪南論集』人文・自然科学編四二一・四三一、松原:二〇〇六、二〇〇七年) ※(3)以降は未発表で、未完。
- 山本謙治・来村多加史『魏晋南北朝時代の環東海地域における南朝文化伝播の諸相と伝播経路に関する基礎研究』(平成一六〜一七年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書、二〇〇六年)

南朝陵墓神道石獸の陰陽表現をめぐって(阿部)

- Kieser, Annette, *Grabanlagen der Herrscherhäuser der südlichen Dynastien in China (420-589): Geislerwege und Graber im Spiegel der Geschichte*, Wiesbaden: Harrassowitz Verlag, 2005.
- 北進「麒麟・その聖なる獸——起源と図像の変遷をめぐって——」(『桐朋学園芸術短期大学紀要』五、調布:二〇〇九年)
- 宋震呉「天禄辟邪新考——従角数規观看南朝帝陵石獸的名称」(『東南文化』二〇〇九一三、南京:二〇〇九年)
- 張学鋒〔編著〕『中国墓葬史』上(揚州:広陵書社、二〇〇九年)
- 童孔暢『南朝陵墓石刻淵源与伝流研究』(南京:東南大学出版社、二〇一一年)
- 韋正『六朝墓葬的考古学研究』(北京:北京大学出版社、二〇一一年)
- 耿朔「于襄陽致之」(中古陵墓石刻伝播路線之一瞥)〔美術研究』二〇一九一、北京:二〇一九年)
- (2) 所在の内訳を細かく示すと、南京に一三方所二四体(うち有角獸四体)、丹陽に一一方所二〇体(うち有角獸一六体)、句容・江寧に各一方所二体ずつ(すべて無角獸)となる。
- (3) この問題については、前掲註(1)曾布川論文、五「石獸の名称」に詳しい。
- (4) そもそも石獸の呼称問題の発端は、諸史料が同一の石獸

を麒麟と呼んだり辟邪と呼んだりしているところにある。南朝において石獸が「麒麟」と呼ばれていたらしいことは、梁・蕭子顯の編んだ『南齊書』が、

宋の長寧陵の隧道（豫章の文獻王蕭疑の）第の前路に出づ。上曰はく、「我便是れ他家（百衲本・中華書局標点本は「冢」に作る。南監本「南齊書」・繆本「南朝史精語」に拠り改む）の墓の内に入りて人を尋ぬ」と。乃ち其の表闕・麒麟を東岡の上に徙す。麒麟及び闕は、形勢甚だ巧みなり。宋孝武襄陽より之れを致し、後の諸帝王の陵皆な模範すれども及ぶもの莫きなり。（卷二豫章文獻王伝）

としている点からわかる。ところが、『梁書』卷三武帝紀に、（武帝）中大同元（五四六）年春正月丁未、曲阿縣の建陵の隧口の石麒麟動く。大蛇の隧中に鬪ふ有り、其の一傷つけられて奔走す。

とみえる記事を、『南史』卷七梁本紀中は、中大同元年春正月丁未、曲阿縣の建陵の隧口の石辟邪起ちて舞ひ、大蛇の隧中に鬪ふ有り、其の一傷つけられて奔走す。

と書き換えており、唐初にはすでに麒麟と辟邪の混同が始まっていた。とはいえ、『隋書』卷二五行志上の、梁大同十二（五四六）年正月、辟邪二を建陵に送る。左の雙角の者は陵所に至る。右の獨角の者は、將に引かんとするに、車上に於て振躍すること三たび。車の

兩轅俱に折れ、因りて車を換ふ。未だ陵に至らざること二里にして、又た躍ること三たび。一振毎に則ち車側の人聳奮せざるは莫く、地を去ること三四尺。車輪土に陷入すること三寸。

からは、二つの呼称を左右の区別と考えていなかったことが明らかであるし、ときに両者が混同される以上は、もともと角の有無を意識しての呼び分けであったとも思われない。したがって、呼称のことはあくまでも呼称の問題として考えるべきであり、左右獸の造形上の差異をすべてモチーフとなつた神獸の相違に帰するような論法は本末転倒である。なお、石獸の呼称と配置・造形のあいだに特別な関係を見いだそうとするのは、朱希祖「天祿辟邪考」（前掲註（一））『六朝陵墓調査報告』所収）以降に顕著となつた傾向で、近年でも前掲註（一）宋論文などの研究がある。

(5) 漢代の獅子像に雌雄の区別があることについては、Hung, Wu, *The Wu Liang Shrine: The Ideology of Early Chinese Pictorial Art*, Redwood City: Stanford University Press, 1989. に指摘があり、李零「国際動物学」中国藝術中の獅虎形象（『浙江大学藝術与考古研究』一、杭州・二〇一四年）には多くの実例が紹介されている。その雌雄の配置が南朝石獸と左右逆になることに関しては、拙稿「門闕動物像の左右配置に関する基礎的考察」（『中央大学文学部紀要』史学六五、八王子・二〇二〇年）一〇一〜一〇三頁を参照。

(6) 前掲註（一）山本調査報告（一）（二）、山本・来村報告



書、前掲註(1) 宋論文。

(7) 前掲註(5) 拙稿九三〜九五頁。

(8) すべての陵墓について比定の根拠を逐一述べようとする膨大な紙幅が必要となり、また本題からも外れるので、本稿においては一切立ち入らないことにしたが、比定にあたって石獣の果たした役割がいかなるものであったかは本稿の位置づけとも関係するので、念のため附言しておく。南朝陵墓の墓主の比定は、記録・伝承のほか、墓域の範囲や陵墓の位置関係、神道石刻の様式など多面的な考証を経てなされており、確度はそれなりに高いと考えてよい。その際には石獣も参考にされているとはいえず、有角獣を皇帝陵と関連づける、あるいは造形上の特徴から陵墓の年代を判定する程度であり、石獣が墓主を特定する決定的な根拠とされたことはこれまでにない。まして生殖器の雌雄差については、管見の限り、これまで問題とされた形跡もない。よって、本稿によって見いだされる石獣の角・生殖器の組みあわせと墓主の立場との密接な関係は、他の根拠に基づいて提出された仮説を、別の観点から傍証する性格のものである。

(9) 前掲註(1) 山本調査報告(1) 五〇頁。

(10) 以前は宋文帝劉義隆長寧陵ないし陳文帝永寧陵と考えられていたが、王志高は「梁昭明太子陵墓考」(『東南文化』二〇〇六一四、南京・二〇〇六年)において昭明太子墓説を唱えた。のち二〇一三年に行われた発掘調査の結果、昭

明太子および生母・丁貴嬪の合葬墓とする見解が最も有力となった。その詳細については、許志強・張学鋒「南京獅子衝南朝大墓墓主身份的探討」(『東南文化』二〇一五・四、南京・二〇一五年)を参照。

(11) 前掲註(1) 曾布川論文二四五〜二四六頁。曾布川は他にも比定陵墓を改めているが、後述する金家村南朝墓のことを含め、本稿の行論に影響する変更はこの他にはない。

(12) 前掲註(1) 山本・来村報告書。

(13) 本来であれば、わたし自身がすべての石獣を実見し、山本の表の内容を検証すべきである。もちろんその心づもりもあるが、本稿執筆時点(二〇二二年九月)では、コロナ禍の影響により実現できていない。

(14) 厳密にいうと、皇帝陵の石獣の顎下からは鬚が垂れているのに対し、王侯陵の石獣は舌を垂らしているという違いもあるが、鬚には陰陽の区別がなく、その有無も角と一致するので、本稿では問題としない。

(15) 御刀・禁防・直後はすべて近侍の官名である。

(16) 渡辺信一郎「天空の玉座——中国古代帝国の朝政と儀礼」(柏書房、東京・一九九六年) 一二二〜一二三頁。

(17) 前掲註(1) 『六朝陵墓調査報告』。

(18) 前掲註(1) 曾布川論文二四三〜二四四頁。  
『陳書』卷二高祖紀下、永定二年夏四月条に、

乙丑、江陰王薨。詔して太宰を遣はして弔祭し、司空をして喪事を監護せしむ。凶禮の須むる所、由に

随ひて備へ辦す。

とある。

(20) 『通鑑』卷一六七陳紀一は、

(武帝永定二年) 夏四月……乙丑、上人をして梁の敬帝を害せしむ。  
と、さらに露骨である。

(21) その意味においては、(角の存在ではなく) 雄+雄の生殖器の組みあわせこそが、皇帝の皇帝たる性質を反映しているとも捉えうる。「皇帝性」という表現はむしろそうしたものに對して用いるべきだという見解もあるかもしれないが、こうした言葉のあやにこだわって議論や表現が錯綜することを避けるために、本稿ではあくまでも本稿の文脈に則しつつ、「皇帝として扱われる(扱われたことがある)」ことを「皇帝性」という簡潔な語によって示している。諒とされたい。

(22) 別のアプローチとして、石獸の頭部すなわち上方にある角と、陰部すなわち下方にある生殖器の位置関係にも注目する必要があるかもしれない。仮にこれを陰陽の生成・變化を可視的に示す易卦の表現形式に照らしてみると、皇帝陵の石獸は陽陽(生殖器)が陰陽(角)の下から兆している様子を描いていると捉えられる。言い換えれば、皇帝陵の石獸は、陽氣が陰氣を圧倒して、皇帝が「陰陽を超越した陽」になることを示していると考えることができるのである。ただしそうすると、陰陽が陰陰の下から兆す形になっ

ている王侯墓の石獸の場合、臣下としての「陰」性を損なうものともなりかねない。この点については後考を俟つ。

(23) 獅子衝南朝墓からは南斉の宮廷画家の手による帝陵向けの磚画に由来すると目される竹林七賢図も出土しており、皇帝陵との格式の近さは顕著である。南朝陵墓における竹林七賢図の位置づけについては前掲註(1) 曾布川論文、七「南斉絵画における磚画の位置」を、獅子衝南朝墓の具体的な状況については南京市考古研究所「南京栖霞獅子衝南朝大墓発掘簡報」(『東南文化』二〇一五・四、南京・二〇一五年)を参照。

(24) 楽器の「宮縣」が王(南朝でいえば皇帝)の格式であることについては、『周礼』春官小胥に、

樂縣の位を正す。王は宮縣、諸侯は軒縣、卿大夫は判縣、士は特縣なり。【鄭注】樂縣とは鍾磬の屬の筥箴に縣かる者を謂ふ。鄭司農云ふ、「宮縣は四面に縣け、軒縣は其の一面を去り、判縣は又た其の一面を去り、特縣は又た其の一面を去る。四面は宮室の四面に牆有るを象り、故に之れを宮縣と謂ふ。……」と。……

とみえる。

(25) 拙稿「漢初天下秩序考論」(同編輯組(編)『史林揮塵

——紀念方詩銘先生學術論文集』、上海・上海古籍出版社、二〇一五年、所収。日本語版「漢初の天下秩序に関する一考察」、『中央大学文学部紀要』史学六二、八王子・二〇一七年) 日本語版五二―五三頁。